

妻の帰省



週末に個人的な用事（仕事、ゴルフ、青年会議所など）が入っていると、家族サービスができないので、妻と子どもに妻の実家に帰ってもらうことが多いです。

妻は、実家でのんびりでき、育児で溜まったストレスの解消ができています。ただ、妻の実家までは片道2時間ほどかかるため、短いスパンでの往復となるとかえって疲れてしまいます。そこで、一度実家に帰ると戻ってくるのは次の週末になります。その間、私は、子どもと遊んでいるところを想像しながら一人きりの生活を乗り切っています。周りからは「独身生活を満喫できていいね」と言われたりしますが、食生活が偏ってしまいますし、子どもと遊びたいので、やはり家族みんなで生活する方が私には合っているようです。

口頭弁論

口頭弁論とは、裁判を法廷で行う場合のことを指します。

この場合、複数の案件が同じ開廷時間に設定されたりします。自分の順番がくるまで傍聴席で待ちます。病院の待合室と同じイメージです。

裁判を法廷で行わない場合もあります。1回目は法廷で行い、その後は別室で行うというパターンが多いです。この場合、一般人は傍聴できず、同じ開廷時間に複数の案件が設定されることもありません。

時事ネタ

空出張の問題で詐欺罪で起訴された元議員が、裁判に欠席して話題となっていました。

刑事訴訟では、被告人は安易に欠席できません。病気等の理由によって出席できない場合には、あらかじめ診断書を提出する必要がある、病気以外の場合は欠席の理由として認められません（刑事訴訟法278条）。

もう一度同じことをしたらおそらく勾留（身柄拘束）されてしまうような気がします。私が担当した事件で、被告人が遅刻してきたことがありましたが、裁判官はすごく怒っていました。裁判官も人間なので、裁判官を怒らすのは極力避けた方がよいと思います。

これに対し、民事訴訟では、地裁の第1回期日や、簡裁の各期日に欠席することができます（民事訴訟法158条、同277条）。もっとも、被告がなにも書面を提出しないで第1回期日を欠席すると、被告敗訴の判決が出てしまいますのでご注意ください（同159条）。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設